

# 事業者ならびに産業保健スタッフの皆さまへ

平成27年12月1日からストレスチェックの実施が義務になりました。

なお、労働者50人未満の事業場については、当分の間、努力義務です。

## 本制度の目的

- ・ 一次予防を主な目的とする。(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ・ 労働者自身のストレスへの気づきを促す。
- ・ ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。



## ストレスチェック制度のポイント

- ① 常時使用する労働者に対して、年1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務になります。
- ② ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレスの要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含む必要があります。
- ③ 検査の結果、一定の要件(高ストレスと判定とされた者など)に該当する労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。
- ④ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を講じることが義務となります。
- ⑤ 面接指導の申出を理由として、労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されます。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位(役職)の変更等も行ってははいけません。

※ ストレスチェックの結果は、直接本人に通知し、本人の同意がない限り、事業者に提供してはいけません。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局・各労働基準監督署

# ストレスチェック結果及び面接指導結果の報告書 記載要領

## 〈報告書部数〉

所轄労働基準監督署の提出分として1部、ほかに報告者の控え分として1部あると便利です。

## 〈検査実施年月〉

・1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告してください。この場合、報告日に最も近い検査実施年月を記入してください。

## 〈在籍労働者数〉

・検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入してください。

## 〈検査を受けた労働者数〉

・報告対象期間内に検査を受けた労働者数の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1名として数えてください。

## 〈面接指導を受けた労働者数〉

・労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めるもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入してください。

## 〈産業医〉

・事業場で選任している産業医の氏名、所属医療機関名及びその所在地を記入し、当該産業医の確認印をもらってください。  
・産業医の所属医療機関以外の機関で検査を実施した場合も、事業場選任の産業医の確認印が必要です。  
・産業医が実施者でない場合も、産業医の氏名の記入及び確認印が必要です。  
・なお、氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができます。

## 〈事業者職氏名〉

・代表者職氏名の記入と代表者印の押印をお願いします。  
・なお、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)  
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働保険番号	
対象年	7:平成 年分	検査実施年月	
事業の種類	事業場の名称	在籍労働者数	
事業場の所在地	郵便番号( )	検査を受けた労働者数	
	電話 ( )	面接指導を受けた労働者数	
検査を実施した者	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	検査を受けた労働者数	
面接指導を実施した医師	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	
集団ごとの分析の実施の有無	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない		
産業医	氏名 所属医療機関の名称及び所在地		
	年月日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿	受付印	

※報告等を行う職務権限が事業場の長に委嘱されている場合には、法人代表者職氏名を記入した上で、事業場等の長(支店長、営業所長等)職氏名印で報告することができます。(労働保険代理人は所管する法令が異なるため、労働保険代理人氏名では報告できません。)

## 〈報告義務者〉

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、実施の有無にかかわらず1年以内ごとに1回、定期的に、右の報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。(労働安全衛生規則第52条の21)

## 〈共通事項〉

・記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとしてください。

## 〈対象年〉

・報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「検査」という。)の実施年を記入してください。

## 〈事業の種類〉

・日本標準産業分類の中分類によって記入してください。

## 〈検査を実施した者〉

・労働安全衛生法第66条の10第1項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入してください。  
・検査を実施した者が2名以上あるときは、代表者について記入してください。  
・選択肢2の「事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。  
・選択肢3の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。

## 〈面接指導を実施した医師〉

・労働安全衛生法第66条の10第3項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入してください。

## 〈集団ごとの分析の実施の有無〉

・労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入してください。